

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

助成財団からの提言③／桜林正巳	1
Report 17 公益法人制度改革と情報公開	2
Report 18 研究助成プログラムのゆくえ	6
道を拓く：倉田記念日立科学技術財団・辻井完次事務局長に聞く	10
助成財団有志による研究活動(1)	11
インフォメーション／編集後記	12

1973年に「松下視聴覚教育研究財団」として設立された当財団は、もともとが当時のOHP, LL, ビデオ, アナライザーなどの「視聴覚機器」の操作研修や、「視聴覚教育教材の開発」など、「視聴覚教育の啓蒙と普及」を図る目的で設立された財団である。

それゆえに、「視聴覚教育」「視聴覚メディア」を中心に活動を推進してきた。

しかし、ご承知のとおりその後、ニューメディア、マルチメディア、コンピュータ、多様な情報機器等の登場により、30年前には想像もできなかった「高度情報化社会」が出現した。

当財団もこれを受けて、5～6年前から「新生財団5ヵ年計画」を立案、推進し、事業の見直しや運営方法の改善に取り組んできた。

例えば、初等中等教育向けの助成事業は「研究計画」に対して助成金を渡すだけであったが、2年前からは助成金とAV機器をセットにしてお渡しし、かつ、1年後、研究が終わった段階で成果を発表していただく「成果報告会」を開催するようにした。さらに、著しい成果のあった学校や団体には褒賞として文部科学大臣賞をはじめとした「研究賞」を贈呈するようにした。

このことにより、研究の計画から実践、そして成果の公開、表彰までが一気通貫となり、助成事業として完成したわけである。

また、これまではややもすると「機器操作」に片寄りがちであった研修会や研究会も、「ネットワーク社会と教育改革」「学習指導や教育機器のあり方」や「デジタルプレゼンテーション技法の修得」など、幅広い教育テ-

助成財団からの提言③ 松下教育研究財団の 改革取り組み

(財) 松下教育研究財団 常務理事 桜林正巳



マに取り組むようになってきた。

これにより、視聴覚メディアに連携していた財団事業も、情報・視聴覚から、さらには「学力向上」「豊かな心」といった教育の基礎基本に立脚した幅と厚みのある財団事業へと変貌してきている。

そして、今まさに2001年から始まった国を挙げての教育改革に沿って、新しい取り組みを模索している。

どの財団も同じだと思うが、今や財団は、寄付金や運営資金の減少、科研費の充実により、財団助成費の相対的な貢献度の低下等、いくつかのハンディキャップを背負いながらがんばっているのが実情だと思う。

そんな折、今年4月から新理事長に前文部科学大臣の遠山敦子先生をお迎えできる光栄に恵まれ、財団名も「松下教育研究財団」と改め、21世紀型の企業財団をめざすこととした。

今は、その緒に就いたばかりだが「e-JAPAN計画」「教育の構造改革」に沿って事業展開を始めている。例えば「メディア社会での心の教育」「小中連携のモデル検証」「学校評価の調査研究」「地上波デジタル放送の教育利用の研究」等、かつては考えられない(思い浮かばない)研究テーマなどが議論され始めている。

松下教育研究財団は国や地方自治体、企業ではできにくいところにフォーカスをあてて、少しでも教育界の向上、発展に貢献できるように、改革の道を走っているところである。

公益法人制度改革と情報公開

PART 1

現在、公益法人制度の抜本的な見直しが進められており、2006年度には、制度の抜本的改革が実現するはずである。「公益法人制度改革」と「情報公開」、この2つは、実は制度の根幹において深く結びついている。この問題をリレー式でレポートする。



みやかわもりひさ
(財)助成財団センター 理事 宮川守久

1

はじめに

現在、日本では公益制度の抜本的な改革の検討が、政府の有識者会議を中心に行われているが、新しい制度下における『公益性の高い非営利法人』については、単なる一般的な非営利法人とは異なる社会的な機能を果たすものとして私法領域で明確に規定されなければならない。現に、世界中の市民社会セクターにおいて、一般的な非営利法人（以下、非営利法人と呼ぶ）と公益性の高い非営利法人（以下、公益法人と呼ぶ）の両者は、明らかに異なったタイプの団体として認識されており、その目的と活動が公益に資する団体は他の一般的な非営利団体に比較して、一般に多くの恩恵が与えられている。

しかしながら、このような公益性の高さ、社会的な存在意義は、半面においてそれにふさわしい自律的なガバナンス、透明性、説明責任が求められることとなる。これがあって初めて、社会全体による信頼や理解が得られるの

であり、その結果として寄附や助成金などの“民から民への資金の流れ”が確保され、行政や企業との協働が実現し、また銀行借入や各種の契約などの活動上の利便が増大することになる。

2

情報公開の必要性

従来、民法34条に基づいて設立された現行の財団法人・社団法人については、民法67条により設立認可を行った「主務官庁」の指導監督を受けており、それぞれの裁量による縦割り行政の統一化を図るために1996年9月に「公益法人の設立許可及び指導監督基準」が閣議決定され、さらに同年12月に関係閣僚会議幹事会の申し合わせとして「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」が決定された。そこでは、当然ながら各種資料の一般公開が求められている。また、2001年8月には、関係閣僚幹事会の申し合わせにより、インターネットによる必要な情報の公開が要請されている。

しかしながら、これらの情報公開は、

いずれも“官主導による他律的な情報公開”にすぎない。いわば、主務官庁に言われるから、立入り検査で指摘されるから、いやいやながらやっているという一面がなきにしもあらずではないだろうか。

一方、現在検討中の公益法人制度の抜本的改革が2年後に実現した暁には、①現行の民法34条法人はすべて“ご破算”になり、その中で“公益性の高い法人”として認定されたものが、新制度下の公益法人に生まれ変わる、②その場合に、従来から主務官庁制度は廃止され、公益性の判断を取り扱う新しい機関が設立されることの2点は、少なくとも疑いない。この場合に、“公益性の高い法人”として社会的に認知される上で、的確な情報公開を行っているか、説明責任を果たしているかは、重要な判断基準となるだろう。また、主務官庁がなくなるような状況下で、情報公開や説明責任の履行は、もっぱら公益法人側の自治にゆだねられるべきであり、自律性の発露の場となることは必至である。

3

時代の一般的風潮

話は変わるが、昨今、営利法人において、必要な情報（特に、悪いニュース。いわゆる、ネガティブな情報）の公開を渋ったために、長年培ってきたブランドや社会的信用が一夜にして崩壊した事例が少なくない。一般に、営利企業の場合には、顧客や株主による評価があり、企業の業績や経営体質については、上述のように『厳しい市場の選択』に曝され、株価や商品の売上に直截的に反映される。また、行政については、選挙を通じて『選挙民による厳しい審判』が下される。

それでは、財団（特に、非事業型の助成財団）の場合は、どうであろうか。従来、主務官庁を除き、この種の内外の厳しい批判を受ける機会が比較的に少なく（昨今の超低金利下における財務運用上の苦労は別として）、長年にわたり、一般にぬるま湯経営に慣れ親しんできた公益法人としても、今後は情報公開の進展に伴い、自律的なガバナンスの域を超えた大きな試練の場を迎

えることになるだろう。企業財団の場合でいえば、既に出捐元の親企業では、近年情報公開の適否という大きなリスクを抱え、株主をはじめとする社会一般に対する説明責任を全うすることにより企業の社会的責任を果たそうと努めている。したがって、財団の運営責任者としては、“情報公開に要する負担をいやがらず、面倒がらず、その反響を恐れず”、当然のチャレンジとして受けて立つ気構えがなくては務まらない時代が現に到来していると考ええる。

4

情報公開の意義

（だれのための情報公開なのか）

さらに、情報公開において肝心なのは、だれを対象にして情報を提供するのかという問題であり、ただ単に最小限の情報を公開すれば済むという問題ではない。

助成財団の場合にも、『助成を求める人々（Grantseeker; Grantee）への助成情報の提供』のみにとどまらず、財

団を取り巻く利害関係者（Stakeholder）である寄付者や世間一般に対して、設立目的・活動内容（従来の助成方針や助成実績、選考方針などを含む）・財務状況などに関する情報を分かりやすく、興味をもたせるように工夫を凝らして提供することにより、社会一般の信頼と支援を得ていくという姿勢が重要なのである。

制度改革後の新しい助成財団に求められるのは、単に醸出者や関連親企業に対して透明性や説明責任を尽くせばよいというものではない。社会全体から、（従来の中間法人のような）一般的な非営利法人ではなく、社会全般の利益に大きく貢献している『真の公益性の高い法人』であることを積極的に認知してもらうための透明性であり、説明責任であって、これを尽くすことは『財団の社会的責任（より直截的には、理事の社会的責任）』ということになるだろう。

その一方で、このようにして公開された情報を常にモニターして、その結果をフィードバックする社会的なシ

ステム（すなわち、公益性判断機関による事後チェックや、民間の評価機関による評価制度、いわゆるチャリティ・ウォッチドッグの存在など）の構築が必要であり、それなくしてはせっかくの情報公開の意義が薄れてしまう。

また、公開される情報とプライバシーの保護の問題も重要であり、理事・評議員・監事や選考委員の個人的な住所、奨学生の実家庭環境や経済事情などは当然保護の対象となるが、一方常勤役員の報酬などは、諸外国の例を見ると“むしろ積極的に公開すべき情報の対象”とされている点を付言しておきたい。

5

助成活動に関連した情報開示

そもそも、公益法人にとって必要な開示すべき情報は、①『組織』に関する情報と、②『活動』に関する情報に分かれるが、①については前号で一般論として取り上げられているため、本稿では助成財団による助成活動（特に、会員財団において比重の高い研究助成を中心）に関連した情報公開に限って取り上げることにしたい。

助成活動に関する情報としては、一般に、

- (イ) 提供される助成プログラム・メニューに関する情報、
- (ロ) 助成対象の選考過程や選考内容

に関する情報、

(ハ) 助成の成果に関する情報、に分類される。

助成活動の入り口にあたる（イ）については、当センターでは、従来は『助成財団・募集要覧～助成・奨学・表彰等の募集案内』、2004年度からは『助成財団・研究者のための助成金応募ガイド～助成金応募の手引き・研究助成/奨学金募集案内』（およびNPO・市民活動のための助成金応募ガイド）として、情報を提供しているが、ここでは（ロ）（ハ）につき、その社会的意義と問題点につき、少し詳しく述べることにする。

公益法人制度改革と情報公開

PART 2

公益法人における情報開示のあり方を考える上では、開示されるべき「情報」の中身をきちんと定義しておかねばならない。さもないと原則論に終始して、財団業務の現場とかけはなれた議論に流れてしまうからである。そこで以下では、特に助成財団に固有の情報を3つのレベルに分けて定義し、それぞれについて開示のあり方を考えてみることにしたい。

(財)助成財団センター プログラム・アドバイザー 久須美雅昭



1

助成プログラムの公開

助成財団においては、助成プログラムの公開性が、最も基本的な第一の情報開示のレベルとして考えられよう。すなわち、財団としてどのような意図をもって、なにをめざして助成プログラムを実施しているのかということを通じて、社会に対してきちんと説明するということである。具体的には、応募要項における「助成主旨」の記述がこれにあたる。

ここで問題として考えられるのが、国籍、資格、指定校などの応募に関わ

る制限を明示していない場合である。財団の資源に限りがある以上、なんらかの応募制限を定めて応募者の範囲を限定することはプログラム設計の方針として決してまちがってはいない。公益についてよくいわれる「不特定多数の利益」と、プログラム上の制限とは、まるで次元の違う話だからである。しかし、もしそのような制限を課するのであれば、そのことはすべて応募に関わる情報として明示すべきである。応募制限を内規扱いにしている事例もいくつかあるが、それはかえって応募者を欺くことになる。堂々と応募要項に制

限事項を明記すべきであり、それが情報開示の初歩ともいえる。

2

助成にあたっての意思決定の開示

次に、もう少し高次のレベルが、助成に関する意思決定のプロセスおよびその結果の開示である。具体的には、助成対象者の名前・属性、助成内容、金額などのデータと、選考経過の公開などであるが、これらについては実は開示に留保条件を伴う事項もあり、詳細な検討を要する。

まず、選考結果である助成対象一覧

の公開について考えてみよう。

社会一般の視点から見ると、財団は公益法人として税制上の優遇も受けているのだから、だれの、どのような事業もしくは研究に、いくら助成金を出しているのかということは、当然ガラス張りで開示されねばならないであろう。実際、日本の多くの助成財団にあっては、これらの基本情報は助成決定時になんらかの形で公表されている。ただし、当センターからの助成決定データの提供依頼に対して、提供しないと回答してきた財団もいくつかあり、情報開示の積極性にはかなりの高低差はある。

しかしながらガラス張りとはいえ、奨学金事業の場合、受領者名簿の公開は個人情報保護の観点から留意すべきであり、現に名簿を公開していない財団もある。確かに、助成の主旨として経済的に困難な者に対する奨学金とうたっているケースでは、受領者名簿は個人にとってあまり知られたくない情報といえるだろう。ただ、このような場合でも個人名を伏せた形で、受領者数、支給総額などの公開は必須であろう。

では、研究助成や事業助成の場合、受領者名簿の公開は個人情報の保護と抵触しないのだろうか。

理系の最先端を競う研究では、だれがどういう研究テーマを掲げているかということだけで、ライバルに重要なヒントを与えてしまうという話も聞く。しかし、これは秘匿すべき個人情報にはあたらないと思われる。もし、研究テーマを知られたくなければ、助成金には最初から応募しないというのが常識であり、文部科学省科研費においても、氏名、所属、肩書、研究テーマ、金額はすべて公開されている。助成財団の研究助成もこれに準じて、これらの事項は公開情報と考えてよい。もちろん、住所や電話番号などは個人情報であり、これを公開しているような財団は昔も今もないはずである。

事業助成というのは、主として福祉関係の施設援助や、NPO活動への助成であるが、これらの受領者はもともと社会的な活動を行っているのであるから、名前や活動内容を公開されることはむしろプラスとなる。

したがって、研究助成や事業助成の場合は個人情報保護に特にこだわる必要はない。

次に、選考プロセスの開示について考えてみよう。

まず、選考委員名の公開であるが、実は、応募者にとって選考委員がだれであるかということは、応募するか否かを左右することもあるほど重要な情報であり、応募する立場からは公開が期待される。また、公開したほうが対社会的にもより透明な印象を与える。しかし、委員に対して応募者から個別のアピールが行われることもしばしばあり、選考する立場では非公開を望むことが多い。財団としては、委員の現役期間中は非公開とし、退任後には公開するというのが妥当な線かもしれない。

選考の内容については、特に応募者側の希望として、個別の落選理由を知りたいということがある。しかし、多数の応募者から選考を行う場合（それはほとんどの財団にあてはまると思うが）、採択には理由があっても、落選には理由がないというのが真相である。あえていうなら、採択される理由が見つからなかったということであろう。したがって、選考プロセスの開示といっても、落選理由の説明までは考慮する必要はないと思われる。先に触れた「助成主旨」と実際の選考との一貫性を示すという意味で、採択された案件についての採択理由を記述することが、選考プロセスの開示として必要かつ十分なことであろう。

なお、応募する側の立場からひとつ注文をつけるとするなら、応募総数は是非、明示していただきたい。採択率の高低は、応募するかどうかを決める

上で重要な判断材料になるからである。

3

助成成果の社会化

助成に関する情報のうち、第三のレベルにあたるのが、助成した活動なり研究の成果に関するものである。

ここでは、助成ということの大原則を思い出しておく必要がある。すなわち、助成の成果は財団ではなく、対象者に帰属するということである。もし成果を、お金を出した側の所有とするのであれば、それは助成ではなく委託である。

助成成果が本来、助成対象者のものである以上、いかに善意であっても財団が対象者の許可なく成果報告書を勝手に公開することは許されない。

しかし、例えば研究助成の場合、せっかくの研究成果が対象者個人の業績としてのみ止まるとすればそれは助成の主旨にそぐわないということもある。もともと、財団が研究を支援するのは、その研究をとおしてよりよい社会に貢献するという、研究者個人を超えたより大きな目的があつてのことであるはずである。とすれば、成果が出た研究については、それを広く社会に伝えるということも財団が果たすべき役目ということになるだろう。

そこで、研究成果については、財団と助成対象者がともに手を携えて、その成果が社会共有の財産となるように、情報の公開と普及にあたるというのが理想の姿であろう。

また、助成を受けた側も、助成金は公益法人に託された公共財であるという認識をもって、それを使う以上は、助成金でなにを行ったかということ（具体的には研究成果の「要約」がこれにあたるであろう）を財団に報告し、ひいては社会に公表することが最低限の義務であると考えていただけるとありがたい。そのようなマナーが定着することが望まれる。

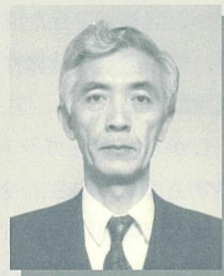
研究助成プログラムのゆくえ

— 科学技術創造立国の流れの中で —

科学研究費が増大している中で、民間助成財団は、研究助成のプログラムが果たす社会的役割や方向性について、模索を続けている。模索しながら、新しい動きを探っていくことが、今、民間の助成財団に求められていることではないだろうか。それには、なにが必要か。研究助成プログラム担当者の想像力と柔軟な発想が不可欠である。

(財)旭硝子財団 研究助成部長

いしだよしあき
石田嘉明



1

はじめに

数年前に助成財団センター主催で開かれた、「民間助成財団とこれを取り巻く社会環境について」の調査研究報告会で、その報告を聞き終えた参加者の中から「われわれの研究助成の役割は終わったのだろうか？」との、つぶやきとも思える感想の声を耳にしたとき、それが筆者の感想でもあったので、担当者のひとりとして研究助成のゆく末に一抹の不安を感じた。

本誌 (JFC VIEWS) の記事には、研究助成プログラムをもつ民間財団が今後の社会的役割や方向性について、いろいろな模索を続けている姿が述べられている。

例えば、ここ数年間をたどれば、佐藤公彦氏 (以下、敬称等を略) 「時代の変化を映す研究助成」 (No.41, 巻頭言)、平本叔氏 「科学技術の振興には、ゴールがないのか」 (No.44, 巻頭言) などであり、そして No.44, Report 10 の久須美雅昭氏 「これからの研究助成を考える— 国の政策との関係の中で —」

では、わが国の科学技術振興政策の現状を端的に紹介して、鋭い視点からの問題提起が成されている。これらの記事をスタート点として、なにが終わり、新たになにが現れてきているのか？ 私見ではあるが、整理してみる。

2

研究助成の原型

われわれは科学史の中に、その側面として、科学技術の進展を支えた経済的基盤のあり方を見ることができ、今日の研究助成金の原型を知ることができる。

古くはヨーロッパ貴族が科学者のスポンサー役を担った時代があり、貴族や富豪の資金力に頼って「①多額の研究費を投入して (組織的) 研究を加速」したが、そこに研究助成の原型を見る。その後産業革命などで、研究の場は次第に大学や民間に移り、19世紀末のドイツは産業振興に直結する溶鉱炉の温度測定のための精密分光器の開発に、国を挙げて組織的な研究を進めたが、これも形態としては①であり、今日の

国家プロジェクト型研究の原型といえよう。その成果が今日の量子理論を生み、原子力の利用につながったことも事実である。

一方、キュリー夫妻による放射性元素の発見のように、国の大学研究室にあっても、乏しい実験環境の中で真理を見出した例が現れ、新しく芽の出た研究に「②少額でも (個人的) 研究の環境整備を支援」する形態が生まれて、もうひとつの原型となった。研究室の環境を整備することによって、そこで行われる研究を加速するのであるから、その成果を期待する点は②も①と同じである。

20世紀後半は、研究の高度化と専門領域の細分化に伴って、お金のかかる研究が急激に増加した。大型加速器を用いる研究、大型コンピュータを利用する研究など、国費を投じなければならないような大型研究に発展した。

しかし、当初は国の予算が十分ではなかったため、民間財団の助成にも①の形に近い支援形態もあった。1960年代から急速に進んだ計測機器の普及に



よって「高精度、高分解能の測定・実験機器がなければ研究が進まない」時代へ進んだが、例えば1970年代頃の公害問題の研究などでは、ガスクロマトグラフィーという分析装置が活躍し、民間財団の助成金が、その購入資金として大いに貢献した時代があった。これは②の形である。1980年代、1990年代と進むに従って、小型の実験設備は次第に充足し、大型で高性能の高価な設備が必要になり、民間財団の助成金のみでは購入できなくなってきた。また、研究活動の形態も個人研究から組織的研究へと大型化するに伴って、1990年代後半には、民間財団の支援は①と②の中間をとる形になったように思える。

3

科学技術創造立国の流れの中で

21世紀の今日、そのような科学技術の動向への対応と、その国際競争力の向上を狙い、国は各省庁による産・官・学の大規模研究プロジェクトを組んでいる。そこでは「研究環境の整備」

とともに「研究体制の組織化と研究情報の流通」を図って、研究を加速させようとしている。また、文部科学省では科学研究費補助金（科研費）の予算を増額して、研究の基盤を固めようとしている。その予算額の推移や最近の運用形態については、助成財団センターが主催した研修懇談会での講演記録、文部科学省・鈴木達也氏「科研費の過去・現在・未来」(No.45, TOPICS)と日本学術振興会・宮脇（みやじま）和男氏「学術をめぐる動向と日本学術振興会」(No.46, TOPICS)の2つの記事に詳しい。

そこでは、科研費制度改革、国立大学法人への移行などが触れられており、また、人文・社会科学振興の趣旨、COE（センターオブエクセレンス）による大学の戦略的拠点づくり、特別研究員制度などが述べられている。プログラムには、特別推進研究、特定領域研究の「①研究費投入・研究加速」タイプと、基盤研究、萌芽的研究、若手研究の「②研究環境の整備」タイプとをそろえており、さらに「③設備の維

持・管理費」タイプの補助金が目立ってきている。

これだけのものを見れば、国の補助金は確かに広い領域をカバーしており、民間助成の入り込む余地は狭くなったように見える。しかし、筆者には民間助成の場がなくなったとは、どうしても考え難い。また、科学技術を助成することの可否を、ここで改めて考え直す必要性もないと思う。むしろ、民間助成の特徴を効果的に発揮する時代が到来したのではないかと、とも思えるのである。

そこで、上に述べた研究助成の原型②の精神に戻って考え直して見たい。そうすれば、国の施策によって活性化された研究の素地にこそ、民間財団からの支援で、大きく成長する芽が、慈雨を待っているのが見えてくるように思える。

4

助成対象の特徴を捉える

それでは、われわれが心から支援したいと思えるような研究領域をどのよ

うにして捉えればよいのだろうか？学識経験者の意見を聞いて考えるのもひとつであるが、読者自身がいろいろな角度や視点から、全体像を鳥瞰して見ることも大切であろう。つまり、われわれのプログラムが助成対象としている研究領域の特徴を見極めて、それを再検討して見るのである。

一口に科学研究といっても、研究の進め方はさまざまで、研究領域の違いによってそれぞれ特徴をもつ。その特徴を独自の視点から分類して見よう。その分類は、厳密な定義は不必要で、おおまかな捉え方で十分である。

例えば、研究目標へのアプローチ方法から見て、以下のとおりに分類できる。

(1) 目標に向かって着実にステップを踏んでいく研究は、目標志向型としよう。組織的に進められる開発的研究、応用研究、推進的研究などである。

(2) 試行錯誤を続けて新しい方法論を模索するような研究は、探索型研究とする。一般には基礎研究、基盤研究などで、人文・社会科学系の研究もこれに含まれよう。

(3) 新しいアイデアをもって推進する創造的研究、萌芽的研究は、かなりの努力と実力が要求される研究なので、挑戦型研究である。

(4) 自然環境、都市環境、地域住民の活動などに取り組む社会科学的要因を含む研究には調査型研究が多い。

(5) 数学、物理、計算機科学、経済モデルなどは、理論型研究である。

ここで気をつけなければならないのは、研究テーマによっては基礎的段階から探索段階、さらに応用・開発段階へと時系列的に進化しているものがあるから、分類名にはあまり固執しないで、実態を捉えるように心がけていただきたい。

他方、研究期間の長さからは、長期継続的に取り組む研究と短期決戦的な研究とに分けられる。

(A) 自然環境問題に取り組むような研究、フィールド調査に基づく社会科学的な研究は長期継続型研究で、これを支援するには助成の継続性が求められよう。

(B) ナノテクやIT技術などに直結するような先端技術の研究は、直近の二

ズに対応するので、短期決戦型である。

上記の(1)～(5)と、これらを時間軸で見た(A)(B)を縦横の行列(マトリックス)に表して、現在の助成プログラムがどの升目に分布しているかを、おおまかに眺めると、その特徴が見えることがある。図に、上述で説明した研究の特徴を筆者の独断であてはめて配置して見た。あくまで雛型として示したもののなので、厳密なものではない。

科研費の各プログラムをこの升目にあてはめて見たら、どのあたりの升目に分布するであろうか？

できれば、第3節に紹介した鈴木氏、宮脇(みやじま)氏の記事を参考にして、読者自身の視点で試して見ていただきたい。

読者の助成プログラムにこれを適用するときには、縦横の分類項目をさらに実情に合うように工夫していただきたい。そうした上で、助成している研究テーマの1つひとつをこのマトリックス上に●印などでプロットして見るのである。中には2つ以上の升目にまたがるテーマも出てくると思うので、

	(1) 目標志向型	(2) 探索型	(4) 調査型	(5) 理論型	(3) 挑戦型
(A) 長期継続型		基礎研究 先端的研究 基盤研究	自然環境研究	理論研究	
(B) 短期決戦型	推進的研究		フィールド調査		創造的研究 萌芽的研究
	応用研究 開発的研究				

全体像は漠然としたものにはなるが、助成プログラムの特徴が浮かび上がってくるものと思う。

前図の場合、(3) 挑戦型に分類した「創造的研究」と「萌芽的研究」というくり方は、他の分類項目とはかなり離れたところに位置していることがはっきりと見える。それが、「特徴」でもあるのだが、逆に曖昧なくくり方になっているかもしれないことに気がつく。

5

研究を助成すること

1970年代の初め、米国で開かれたあるシンポジウム会場のロビーで研究者が話し合っていたのは、研究内容の討論ではなく、ほとんどが研究費の獲得方法の情報交換であった。今思えば、当時、米国の財団はシンポジウムにプログラム・オフィサーを派遣して研究業績を評価し、重点的な研究支援を展開していたのである。

振り返って1980年代頃までのわが国の研究環境は、民間財団の助成金で機器を購入することが、研究成果を出す道に通じていた。助成財団側としても、目に見える支援効果として、その設備の効果を確認できたのである。

これらの事例を見比べてみると、助成プログラムの形態は、おおよそ(a) 重点的プロジェクト志向の研究支援、(b) 研究環境のレベルアップ支援の2つの形に分けることができる。(a) は米国型ともいえる。

財団側が重点化したいテーマを考え、その成果を期待するプロジェクトを設定し、それにフィットする研究を探し出す方式である。

テーマを考案するのはプログラム・オフィサーの仕事で、そのテーマを財団内で審査して予算配分する。プロジェクトの成果は、毎年度、評価されて継続か終了かが、厳しく裁定される。この方式は、学術分野のみならずNPOや市民レベルの実践的活動への助成も

容易になる形態といえよう。

この方式の問題点は、財団として独自に考案したはずのプロジェクト・テーマが、どうしても国が進めているテーマと似たものになりがちな点である。国の施策と財団とが協調して推進するときにはロビー活動が活発に行われる。

(b) は日本型ともいえる。

科研費の募集方式に習って全国に募集をかける方法や、大学、学会の推薦を受けるなどして、財団側で申請内容を審査し、研究活動のポテンシャル・アップに貢献するものである。

この方式は、すでにある程度の研究業績が上がっている研究に対して助成される傾向があるため、過去の業績に対する“顕彰”のような一面をもつ。結果的に、研究者の業績評価項目の一項目として民間助成金を獲得した実績が加えられていることなどは、財団活動の思わぬ側面である。

問題点は、助成金を贈った側が、この形の助成金によって進展した研究成果を具体的な形で実感しにくくなっていることである。

助成事業の担当者として、このような現実になんとなく閉塞感を感じるならば、積極的に助成プログラムの特徴を見直してみることになるだろう。

6

仮想的な思考実験

それでは、積極的な助成プログラムとはどんなものになるのだろうか？ もちろん、われわれの寄附行為を変更するのは、たいへん努力を要するが、ほんとうに助成金を必要とする研究を見だし、研究者とともにその成果を喜び合う助成プログラムに発展させるには、担当者として想像力をたくましくするのがひとつの方法である。

叩き台のつもりで、新しい助成対象の例を以下に列举してみる。なお、上では研究領域を中心に述べたが、ここでは主に助成対象者を意識して

列举する。

- ① 従来の学問体系を根幹から見直すような研究を助成する。
- ② 従来の学問体系から派生して、新たな根幹を形成する研究を支援する。
- ③ 若手研究者の支援、例えば助手のみ、あるいは期間限定研究員のみなどの助成に徹する。
- ④ 若手とは限らないが同様の趣旨で、客員研究員、客員助教授・教授の支援に特化する。
- ⑤ 女性研究者の支援に徹する。
- ⑥ 若手研究者の流動化をフォローする(異動直後の研究活動支援)。
- ⑦ 高等専門学校など、大学周辺の研究組織の強化を支援する。
- ⑧ COE(56大学133拠点)の中に、財団特有の助成対象を発見する。
- ⑨ 独立行政法人の研究所(旧国立研究所など)の特定の研究に特化する。
- ⑩ 冠講座に近い形式の長期継続支援に特化する。
- ⑪ 数学や哲学など、お金のからない長期的研究を支援する。
- ⑫ 博物館の学芸員や図書館の研究員による研究を支援する。
- ⑬ 海外の大学等で研究している日本人の研究者を支援する。

例示したいいくつかは、ニーズの多い対象として筆者が業務の中で出会った事例である。

これらの例示は1つひとつ解説が必要であるが、解説よりも、ここで強調したかったのは助成対象を(損得抜きで)“特化できる”ことが民間助成財団の特徴である。その特徴を十分に活用して、ニーズを見極めながら従来の助成プログラムを徐々に改善していきたいものだと思う。読者の方々の想像力と自由な発想で独自の思考実験を試み、真に効果的な助成先に出会っていただきたい。

研究助成の公募に踏み切る

道を拓く

— 倉田記念日立科学技術財団・辻井完次事務局長に聞く —

(財)倉田記念日立科学技術財団は、1967年10月に設立。1968年度から研究助成金「倉田奨励金」を贈呈してきました。指定校を対象に募集を行ってきましたが、21世紀に入った2002年度から公募に踏み切りました。

今回は公募制度に変更した経緯やその後の応募状況などについて、制度改定を担当された辻井事務局長にお話をお聞きしました。



つじい かんじ
辻井完次

財団に入って初めての印象

Q：財団にこられてどのくらいになりますか

A：ちょうど4年になります。日立の中央研究所の技術職からこの倉田記念日立科学技術財団に参りました。着任して初めて分かりましたが、30年もこのような有意義な助成活動が続いてきたことを私自身あまり知らなかったものですから、恥ずかしく思いました。

過去の受領者を拝見すると、よく存じ上げている方もおられ、現在それぞれの専門分野で立派な業績を残されている方々ばかりです。やりがいがあり、意外におもしろい仕事だと思っています。理事会、評議員会の運営や役所との折衝などは、これまでなじみのない仕事でしたが、最初の1年でいたい分かるようになりました。

(財)日立環境財団も兼務しており、環境分野における優れた技術開発等を対象とした環境賞の贈呈や環境NPOへの助成など、倉田奨励金とは趣の異なった仕事も担当させていただいています。

指定校制から公募制へ

Q：「倉田奨励金」は、当初指定校制だったそうですね

A：全国22の大学と1研究機関に対し、応募枠を含め応募案件の推薦をお願いしていました。

Q：それを公募制に変えようとしたのは、どのようないきさつがあったのでしょうか

A：私が財団にお世話になったのは、20世紀から21世紀へ変わる時でしたが、新しい時代に財団としてどのように対応するかが理事会、評議員会で審議され、財団名称の変更と時代のニーズに即した事業の見直しを行うことになりました。事業の見直しについては倉田奨励金選考委員会に諮問し、その答申を基に、第35回目の倉田奨励金贈呈事業の年から公募することになりました。

Q：公募に踏み切ると、応募件数が増えて事務局、選考委員会が対応できなくなる、という不安はなかったのですか

A：不安はありました。応募件数は、公募初年度が前年度の66件から173件に、さらに公募2年目は231件と増えています。

これまで、一次の選考委員会では応募案件を逐一審議し

審査担当責任者を決めていましたが、制度変更後は、事前に選考委員長との打ち合わせで審査分担の素案を作成し、その案を基に選考委員会で審議していただく方式に改めました。また、先生方のご負担を軽減する目的で、Peer Reviewer制度やSub-Committeeを設けて審査していただいています。

Q：募集広報はどのように変わったのでしょうか

A：募集広報は、現在はホームページだけです。これまでの指定校には、公募に切り替わる旨のお手紙を差し上げました。応募件数は、今後も増えると思われますが、奨励金の総額、採択率、受領された方の研究課題等を基に、応募される方も応募先を選択され、件数は、あるレベルに落ち着くのではないかと考えています。

公募制への変更は正しかったか

Q：公募制について関係者の反応は

A：選考委員の方々は、これまでの指定校以外のところからも、優れた応募案件が出てくるのを喜んでおられるようです。最近では大学間の人事異動も活発になり、指定校で奨励金を受けた方が、指定外の大学へ移られる場合も少なくありません。指定校制の廃止は、時宜にかなったものだと考えております。

しかしながら優れた応募案件は非常に多く、できるだけ多くの皆様方のご要望にお応えするために、資金の確保に苦心しているところです。

財団の名称変更について

Q：21世紀対応ということで、財団の名称も変更されましたね

A：この財団は日立製作所2代目の社長故倉田主税氏が、わが国の科学技術の振興を願って退職金（2億円）を醸出して設立されたもので、当初の名称は国産技術振興会、その後創設者の名称を冠した倉田記念科学技術振興会を経て現在に至っています。

これまでは陰徳を重んじられてきたように思いますが、日立の名称を冠することで企業財団として責任の所在がクリアになりますし、日立グループの方々には身近に感じていただくチャンスでもあり、財団活動への支援の輪が広がることを期待しております。

(インタビュー 堀内生太郎)



助成財団有志による研究活動 1

NPO支援財団研究会

助成財団の中のグループ活動としては、薬業関係財団で構成する「生命科学助成財団懇談会」(通称LSF懇)、留学生に対する奨学金を支給する助成財団が集まった留学生奨学団体連絡協議会(JISSA)、関西の財団の集まりである「関西財団の集い」、NPOの支援を主たる目的として集まった「NPO支援財団研究会」などである。本誌ではこれらグループの活動を逐次紹介していくが、今回はこれらグループの中で、対外的に最も活発な活動を行っている「NPO支援財団研究会」の活動を取り上げることとする。

設立目的

NPO支援財団研究会は2001年6月、「NPO支援財団税制研究会」と称して発足、2003年度から現在の名称となった。設立の目的は次のとおり。

21世紀のわが国の発展に重要な役割を果たすことが期待されているNPOおよびNPO法人を支援する助成財団のあり方(制度、優遇税制、事業内容等)、市民活動支援の新たな方向・可能性などにつき、多角的な視点から総合的に研究・検討し、わが国における市民活動の健全な発展と助成相団の活性化を図ることとする。

研究会の運営

2001年6月29日に第1回の会合を開催し、以後毎月1回、トヨタ財団会議室で開催している。この9月で43回を数える研究会には常時10名以上の会員が出席し、NPOと助成財団に関する諸問題について毎回2時間程度、熱心に意見交換を行っている。研究会事務局は損保ジャパン記念財団。

研究会のテーマは、当初、NPOの発展を資金面で支えるための寄附金優遇税制に重点が置かれていたが、その後NPOと助成財団との協働などが幅広く論じられるようになり、最近では時節柄、公益法人制度改革についてNPO側との情報交換も多くなっている。

研究会のメンバーは各界から個人資格で参加しており、現在のメンバーは次のとおり。(順不同、敬称略)

雨宮孝子(明治学院大)、長沢恵美子(日本経団連)、阿部陽一郎(中央共同募金会)、松原明(シーズ)、山岡義典(日本NPOセンター、法政大)、石崎登(三菱財団)、金澤俊弘(麒麟福祉財団)、蟹江宜雄(トヨタ財団)、北村必勝(損保ジャパン環境財団)、熊谷康夫(助成財団センター)、斉藤勝久(読売光と愛の事業団)、社浦迪夫(元伊藤忠記念財団)、田中皓(損保ジャパン記念財団、研究会事務局長)、野口親

一(庭野平和財団)、堀内生太郎(助成財団センター)、溝口健(伊藤忠記念財団)

4回のシンポジウムを開催

研究会は、一般市民を対象に毎年公開シンポジウムを開催している。4回目の今年は去る9月12日に市民セクター全国会議2004の協賛プログラムとして開催。「助成する側・受ける側—その対話を通じて市民セクターに望まれる資金助成を考える—」と題したシンポジウムには、全国から100名近い参加者を得て、午前は全体会議、午後は3つの分科会で熱心な討議が行われた。

今回のシンポジウムの特色は、企業や自治体のNPOに対する支援活動の分科会を設けたことと、研究会作成のビデオを公開したことである。

助成財団広報ビデオの作製

このビデオ「新しい社会の創造を目指して」は、研究会に参加する有志財団が資金を提供して作成したもので、わが国の助成財団の現状や最新の動向、活動事例、今後の課題などを紹介しており、市民活動を行っている人々に、広く助成財団の活動を理解してもらうことを目的として作成した。

今後、各地のNPOセンターやボランティアセンターなどから要請があれば、研究会有志メンバーが手分けしてビデオ持参で説明に出かけることになっている。

市民活動を支援する新たな方向・可能性を探るこの研究会の活動は、変革の時代を迎えてますます重要性を増すことはまちがいなく、今後の成果が期待される。

(文責 堀内生太郎)

ビデオ「新しい社会の創造を目指して」のDVD版を、実費1,000円で配布しております。ご希望の方は助成財団センターの事務局まで連絡ください。(Tel: 03-3350-1857)



会員専用サイト「助成財団フォーラム」開設のご案内

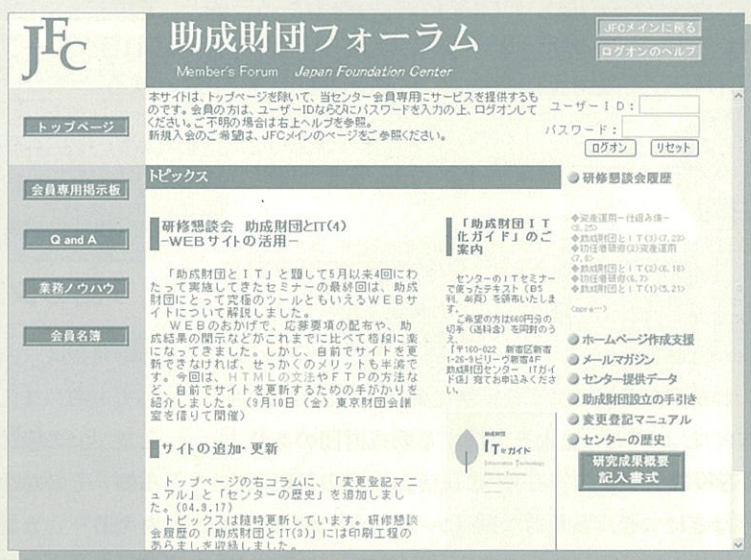
助成財団センターでは、従来の助成金情報を主としたWEBサイトに加えて、新たに助成財団相互の情報交換に重点をおいた「助成財団フォーラム」というサイトを開設いたしました。このページには、www.jfc.or.jpよりメニューボタンで入ることができます。

サイト内の一部は、一般の方でもご覧いただくことはできますが、会員向けのページについては、助成財団センターが発行いたしましたID、パスワードにより制限させていただいております。

サイト内には、助成財団センター主催の研修懇談会の詳細、助成財団に関するQ&A集、助成財団の日常業務に使えるノウハウを掲載し

た業務ノウハウ、さらに助成財団センター会員相互の情報交換の場として、「会員専用掲示板」も設けました。

JFC VIEWS、メールマガジン「JFCニュース」そして「助成財団フォーラム」を加え、助成財団に関する情報発信をさらに強化しましたのでご覧ください。



編集後記

◆「なにが終わり、新たになにが現れてきているのか？」

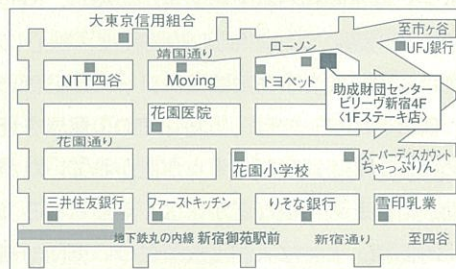
これは、今号の「研究助成プログラムのゆくえ」の中で、旭硝子財団研究助成部長・石田嘉明氏が書かれている一文である。民間助成財団を取り巻く環境が大きく変化しているのに対し、助成財団は新しい時代の流れに対して、あまりにも慎重になりすぎてはいないだろうか。

現在の助成プログラムを有効に機能させていくためには、プログラム担当者の“想像力”もさることながら、時代の変化を嗅ぎ取る力も必要である。

断片的にはあるが、研究助成をめぐる環境の変化については、JFC VIEWS紙上やセンター主催のセミナーでも伝えてきた。今後も、研究助成のあり方については、引き続き、何らかの形で発信していきたいと考えている。

◆「採択課題」、「採択率」。助成財団で研究助成の業務に携わる人々には、なんの違和感もなく日常的な業界用語として定着している。しかし、一般の人が見たら、聞いたら、その内容を理解できるだろうか。分かりやすい言葉で説明ができる、ということも、助成財団が社会的に認知されるために、今後検討していく必要があるのではないだろうか。

(塩沢千登世)



※地下鉄丸の内線新宿御苑駅前の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.49 Oct. 2004

編集・発行 財団法人 助成財団センター
発行日 2004年10月20日
発行人 堀内生太郎
編集人 塩沢千登世

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@jfc.or.jp

JFC VIEWS 創造と共生の社会をめざして